

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った在日本朝鮮人総連合会の施設（以下「朝鮮総連施設」という。）にかかわる平成22年度の固定資産税の減免に関する文書（以下「本件文書」という。）について、市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「原決定」という。）により非開示とした部分のうち、法人所有の建物の床面積、間取りについては開示すべきであるが、残りの部分については非開示が相当である。

第2 異議申立ての内容

平成24年9月10日に提出された異議申立書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、平成24年8月28日に行った本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、実施機関が行った原決定を取り消し、非開示となった部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している理由は次のように要約される。

(1) 理由提示義務違反

実施機関は、根拠条文を示すのみで、どのような理由で非開示としたか不明確であり、瑕疵ある行政処分であることから、原決定を取り消し、開示すべきである。

(2) 非開示理由該当性

ア 未登記家屋の図面については、朝鮮総連施設は公益施設であり広く市民等が施設を利用できるのであって、図面等については公知の情報であり、開示すべきである。また、建物が未登記であることは非開示の理由とはならない。

イ 税額、床面積等については、朝鮮総連施設は単なる一般的な不動産ではなく、公益目的に供される施設であり、その税額等の情報は市民の重要な関心の対象であることから、開示すべきである。

ウ 個人の氏名等については、総連支部代表などの公的な性質を有する人物であれば、開示すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

平成24年9月25日付理由説明書及び同年11月2日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件文書について

実施機関は、本件文書を次のとおり特定した。

- (1) 平成21年5月14日起案同月18日決裁の「固定資産税の減免について」の起案書（以下「平成21年度起案書」という。）
- (2) 在日朝鮮総連十勝支部会館の利用状況
- (3) 固定資産税都市計画税減免申請書（以下「減免申請書」という。）
- (4) 在日朝鮮人総联合会十勝支部規約
- (5) 平成20年7月8日付け確約書（以下「確約書」という。）
- (6) 物件目録（以下「目録」という。）
- (7) 家屋平面図（以下「平面図」という。）
- (8) 平成22年4月30日起案同年5月10日決裁の「固定資産税・都市計画税の減免決定について」の起案書（以下「平成22年度起案書」という。）
- (9) 減免税額等の内訳を記載した書類の関係部分（以下「減免税額等内訳書」という。）
- (10) 固定資産税等減免対象者名簿（平成22年度）の関係部分（以下「減免対象者名簿」という。）
- (11) 帯広市税条例及び帯広市税条例施行規則（固定資産税減免関係規定の抜粋）
- (12) 固定資産税・都市計画税賦課決定・減免通知書（以下「減免通知書」という。）

2 非開示部分

本件文書の非開示部分は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 平成21年度起案書
現地調査対応者氏名
- (2) 減免申請書

- 床面積、納税番号
- (3) 確約書
使用者氏名
- (4) 目録
床面積
- (5) 平面図
間取り、床面積
- (6) 平成 22 年度起案書
減免決定者の住所及び氏名
- (7) 減免税額等内訳書
個人の氏名、地積、床面積、課税標準額、減免税額
- (8) 減免対象者名簿
個人の土地・家屋の所在、住所及び納税義務者名
納税番号、面積
- (9) 減免通知書
納税番号、課税標準額、税額、減免額、納付すべき額、地積、床面積、評価額

3 理由提示義務違反

本件事案では、条例の根拠条項は示しており、その条項には複数の非開示事由があるわけではなく、条例第 7 条第 1 号（個人情報）、第 2 号（法人情報）、第 6 号（法令秘情報）として、条例上明確にされていることから、条例の根拠条項のみを示したことが直ちに瑕疵ある行政処分であるとはいえない。

4 非開示理由該当性

(1) 条例第 7 条第 1 号該当性

ア 個人の氏名、住所、個人の土地・家屋の所在、面積については、個人を識別できる情報であって条例第 7 条第 1 号に該当し、また、これらの氏名を公にする法令等の規定や慣行はないことから同号ただし書にも該当せず、非開示とした。

イ 個人の納税番号については、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号であって、一般に納税義務者しか知り得ないものであることから、地

方税にかかわる各種申請において本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書にも該当せず、非開示とした。

(2) 条例第7条第2号ア該当性

ア 法人の納税番号については、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号であって、当該資産を保有する法人であることの真正性を担保する機能を持つ情報であり、これを公にすると第三者に冒用されることで、法人の資産に関する情報が悪用され、法人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アに該当し、非開示とした。

イ 課税標準額、減免税額、税額、納付すべき額、評価額については、法人が減免を受けている固定資産の評価価値に関する情報であり一般に公にすることを予定しておらず、これらを公にすることで法人が保有する資産の評価等が明らかになり、法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当し、非開示とした。

ウ 床面積については、本件家屋は未登記であり一般に公にされていない法人の財産に関する内部管理情報であって、公にすると法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第6号該当性

間取り及び床面積については、税務調査において知り得た情報であって、一般住民が自由に立ち入ることができず、また登記もされていないことから、一般に公にされている情報とはいえ、これを公にすると家屋管理上の支障等が想定されることから、地方税法第22条に規定する秘密に当たり、条例第7条第6号に該当し、非開示とした。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

本件請求は、朝鮮総連施設にかかわる平成22年度の固定資産税の減免に関する公文書の開示を求めるものである。実施機関は、対象公文書として、「第3 実施機関の説明要旨 1 本件文書について」の(1)～(12)を特定した。

2 非開示部分

本件文書のうち、原決定において非開示とされた部分は、個人の氏名、住所、地積、床面積、納税番号、間取り、課税標準額、税額、減免税額、納付すべき額、評価額である。

3 理由提示義務違反

情報公開制度に関する理由付記に関する判例としては、平成4年12月10日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）があるが、この判決では、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」としている。

この事案においては、非開示理由とした条項に多数の非開示事由が規定されており、そのどれに当たるのかは根拠条項だけを示すことでは不明であることから、その根拠条項に規定している複数の非開示事由のうちのどれなのかを明らかにしなければならないとしていると解される。

本件異議申立ての事案については、非開示部分の概要に照らせば、条例の根拠条項は示されており、その条項には複数の非開示事由があるものではなく、条例第7条第1号（個人情報）、第2号（法人情報）、第6号（法令秘情報）として条例上明確にされていることから、それにより非開示の理由を了知し得ると考えられるため、原決定が直ちに瑕疵ある行政処分とまではいえない。

4 非開示理由該当性

（1）条例第7条第1号該当性

ア 個人の氏名、住所に関する部分は、いずれも個人を識別できる情報であることから条例第7条第1号に該当する。そして、いずれの情報も広く社会に知られているとはいえず、また、公にすることが必要であるともいえず、氏名を公にする法令等の規定や慣行はないことから同号ただし書にも該当しない。

イ 個人が所有する固定資産の地積、床面積、課税標準額、減免税額につい

ては、いずれも個人の資産に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると解されるため、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書にも該当しない。

ウ 納税番号は、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号である。この情報は、通常納税義務者しか知り得ないものであり、地方税にかかわる問い合わせや各種申請において本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書にも該当しない。

(2) 条例第7条第2号該当性

ア 納税番号は、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号で公開を予定しておらず、税業務に関連した問い合わせや各種申請において当該資産を保有する法人であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。

これを公にすると第三者に冒用されることで、かえって法人の資産に関する情報が悪用され、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アに該当する。

イ 課税標準額、税額、減免税額、納付すべき額、評価額は、法人が保有する固定資産の評価価値に関する情報であって一般に公にされることを予定しておらず、当該情報を開示すると、当該資産の管理のほか売買や賃貸借契約等の取引を行う際の支障等、法人の事業運営上の正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

ウ 床面積については、実施機関は、本件家屋は未登記でありその床面積は一般に公にされていない法人の財産に関する内部管理情報であって、公にすると法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当すると主張する。

しかしながら、床面積の情報は、税情報を推測する一つの情報であるが、あくまで推測することができるにとどまり、確たる税情報を判別できるものではない。

したがって、床面積を開示したからといって法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号アには該当しない。

(3) 条例第7条第6号該当性

実施機関は、間取り、床面積について、地方税法第 22 条の秘密に該当し、地方公務員法第 34 条第 1 項の規定により守秘義務が課せられ、条例第 7 条第 6 号の法令秘に該当し開示できない情報であるとしている。

地方税法第 22 条の秘密とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られていないことについて相当の利益を有すると認められるもの、すなわち、実質秘をいうと解される。

平面図には、間取りと床面積が記載されているが、一般的に間取りは建物の外観から一定程度類推できるものであり、また、具体的な家屋管理上の支障も想定されるとはいえないことから、間取りそのものが秘密であると解することはできない。床面積については、登記すれば一般的に誰でも知ることができる情報であり、未登記であるからといって秘密であると解することはできない。

したがって、間取り及び床面積については、地方税法第 22 条の秘密に当たらず、条例第 7 条第 6 号には該当しない。

5 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 24 年 9 月 25 日	・ 諮問実施機関より諮問書及びの理由説明書受理
平成 24 年 10 月 2 日	・ 異議申立人に対して、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について通知 ・ 諮問実施機関に対して、事実の陳述を求める旨通知
平成 24 年 10 月 4 日	・ 諮問実施機関から、事実の陳述にかかわる報告を受理
平成 24 年 11 月 2 日	・ 諮問実施機関の事実の陳述 ・ 審議
平成 24 年 11 月 30 日	・ 答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
加藤 幸子	
千々和 博志	会長職務代理者
長坂 純	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	